

事務連絡
令和元年 5 月 31 日地方厚生（支）局
年金調整（年金管理）課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

市町村において年金生活者支援給付金の所得情報を収録する際の
留意事項について（その 2）

公的年金制度の事業運営につきまして、平素から格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

貴局管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、現在、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）の円滑な施行に向けて、事務を実施していただいているところです。

その一環として、令和元年 7 月 31 日までに平成 30 年所得情報データを市町村から日本年金機構へ提供いただくこととしています。当該事務を行っていただくに当たり、先般実施した平成 29 年所得情報データの提供事務を踏まえて整理した留意事項等について、別紙のとおり取りまとめましたので、貴局管内の市町村へ周知願います。

なお、別紙の対応を行うに当たり、システムの改修が必要である場合には、令和元年度政府予算において、当該改修に要する費用について、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付対象とすることとしており、今後詳細をお示しする予定であることを申し添えます。

厚生労働省年金局事業管理課
城戸、藤原
代表：03-5253-1111
(内線3676)
Mail:kyuufukin_rep@mhlw.go.jp
FAX:03-3595-2708

所得情報等提供データ作成時の留意事項について

第1 所得情報設定表示に係る周知

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が提供する所得情報等提供データ（以下「71通知」という。）に収録する所得情報設定表示1（老齢の事務に係る所得情報等）及び2（障害又は遺族の事務に係る所得情報等）については、以下の「1」～「5」までのコード値を入力することとしていますが、平成29年所得情報データをいただいた際には、誤った入力が見られたところでした。

このため、「1」～「5」までのコード値の取扱いについて、改めて設定に当たって御留意いただきたい事項を周知します。なお、「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付について」（平成29年12月5日付け年管管発1205第3号厚生労働省年金局事業管理課長通知）による「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（国保連合会—市町村間）」（以下「媒体仕様書」という。）でお示ししたのから変更はありません。

コード値		コード値の取扱い
1	未設定	「2」～「5」にも該当しないような場合。 ※ 当該者を本人特定できない場合は、「1」ではなく「4」を入力すること。
2	設定済・把握している	当該者が存在し、かつ、当該者及び世帯全員の所得情報等（世帯課税に係る情報を含む。以下同じ。）を把握している場合。
3	設定済・把握していない	当該者が存在し、かつ、当該者又は当該者と同じ世帯員のいずれか又はいずれも所得情報等を把握していない場合。 （例えば、1月1日時点で他市町村在住だったために所得情報等を把握できない者（転入者等））
4	設定済・該当者なし	当該者が存在しない場合。（市外転出、死亡等）
5	設定済・未申告者あり	当該者が存在し、かつ、当該者又は当該者と同じ世帯員のいずれか又はいずれも未申告者であることを把握している場合。 ※ 所得情報設定表示1（老齢の事務に係る所得情報等）を設定する場合において、世帯内に所得情報等について、「把握していない」の方と「未申告」の方が共に存在するときは、「5」ではなく「3」を入力すること。

※ 所得情報設定表示2（障害又は遺族の事務に係る所得情報等）を設定する場合においては、当該者の状況のみにより、「1」～「5」を選択してください。同一世帯員に係る状況は不要です。

第2 所得情報等提供データ作成時の入力誤り等の事務処理誤り防止について

71 通知作成時において、入力誤り等の事務処理の誤りを防止する観点から、設定表示「1」～「5」の件数等が、前回提出時点と著しく乖離した場合や件数の分布が偏っている場合は、システム運用に誤りがないか及びデータ入力作業に誤りがないか御確認いただき、必要に応じデータ内容の検証もお願いします。

第3 介護保険等の特別徴収対象者情報の活用について

① 介護保険等の特別徴収データを活用した本人特定

所得情報等の提供における個人の特定については、まずは、基礎年金番号により突合していただき、基礎年金番号を保有していない方については、本人特定のための4情報により突合することとしているところです。

基礎年金番号による突合を行うに当たっては、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報も活用し、本人特定を行っていただくようお願いします。

② 目視等による確認

①に係るシステムの対応がされていない市町村においては、日本年金機構（以下「機構」という。）から送付する所得情報提供依頼データ（以下「70通知」という。）内の対象者の本人特定に至らなかった方について、可能な範囲で、目視等により、その方が介護保険等の特別徴収の対象者であるか否かを確認し、対象者であることを確認した場合は、所得情報等を回答していただくようお願いいたします。

第4 受入エラーの対応について

平成29年所得情報データ（71通知）を提出いただいた際、機構でデータの読み込みを行った時に、受入エラーが発生し、要件判定を行えないデータがありました。次の状態については、受入エラーとなりますので、御留意ください。

① 日本年金機構から送付する所得情報等提供依頼データ（70通知）のデータ項目（4情報等）の変更、消去

機構から送付した70通知に収録された本人特定用の個人情報には、氏名、生年月日、性別及び住所がありますが、住民基本台帳上における4情報と異なっていたとしても修正をしないでください。その他、変更、消去不可の項目もありますので、詳細は媒体仕様書P27を御確認ください。

② データ対象者の追加

市町村において、機構から送付した70通知へ対象者の追加はしないでください。

第5 DV・虐待等被害者の所得情報等の収録について

70通知における照会対象者の中には、市町村がDV・虐待等被害者と把握している方が含まれている場合があります。71通知により、市町村から機構へ提供いただくものは所得情報等であり、当該者の居所等が推測される情報を求めているものではないことから、年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成28年政令第211号）第1条及び第3条の規定に基づき情報提供を行っていただくようお願いいたします。

第6 平成31年3月13日付け留意事項の再周知

別添「市町村において年金生活者支援給付金の所得情報を収録する際の留意事項について」(平成31年3月13日付け地方厚生(支)局年金調整(年金管理)課長宛て事務連絡)について再度周知します。

第7 不測の事態が発生した場合の厚生労働省への一報について

市町村が71通知作成に当たり、不測の事態により、予定どおり所得状況等の提供を行えない場合や提供した所得情報等に差し替えが発生した場合等は、こうした事象が発生した時点で速やかに電話にて厚生労働省年金局事業管理課年金生活者支援給付金担当(03-5253-1111(内線3676))宛てに一報するとともに、併せてその詳細を市町村名及び担当者の連絡先を明記の上、電子メールにて報告専用メールアドレス(kyuufukin_rep@mhlw.go.jp)宛てに送付してください。

以上

別添

事務連絡

平成31年3月13日

地方厚生（支）局

年金調整（年金管理）課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

市町村において年金生活者支援給付金の所得情報を収録する際の
留意事項について

公的年金制度の事業運営につきまして、平素から格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、貴局管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）の円滑な施行に向けて、年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成28年政令第211号）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令（平成28年厚生労働省令第97号）等に基づき事務を実施していただいているところです。

現在、平成29年所得情報データを市町村から日本年金機構（以下「機構」という。）へ提供いただいているところですが、当該事務を通じて把握した留意事項等については、平成30年所得情報データの提供に向けて、今後、お示しする予定です。そのため、厚生労働省又は機構は、必要に応じて、貴局管内の市町村に平成29年所得情報データの提供に関する状況について照会する場合がございます。

また、これまでに市町村からいただいた照会を基に、平成30年所得情報データの提供の際に留意していただきたい事項のうち、重要性が高い事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴局管内の市町村へ周知願います。

なお、下記の対応を行うに当たり、システムの改修が必要である場合には、平成31年度政府予算案において、当該改修に要する費用について、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付対象とすることとしており、今後詳細をお示しする予定であることを申し添えます。

記

第1 所得情報データの提供における個人の特定方法

所得情報データの提供における個人の特定方法については、「年金生活者支援給付金に係る意見等及び回答」（平成26年12月25日版）」等でもお示したように、本人特定のための4情報（氏名、生年月日、性別及び住所。以下同じ。）のみで行うのではなく、まずは、基礎年金番号により突合していただき、基礎年金番号を保有していない方については、4情報により突合していただくようお願いいたします。

なお、日本年金機構が提供する4情報については、住民基本台帳における表記と異なる場合があるため（例：住所情報について、住民基本台帳では「1丁目1番地1号」と表記されているが、日本年金機構が提供する情報は「1-1-1」と表記。）、4情報により突合する場合は、可能な範囲で、目視等による確認もお願い申し上げます。

第2 所得情報データの提供における同一世帯員に住民登録外課税者がいる場合の取扱い

所得情報データの提供における同一世帯員に住民登録外課税者がいる場合の取扱いについて、「年金生活者支援給付金に係る意見等及び回答」（平成26年12月25日版。以下「従前回答」という。）の項番33及び51においては、住民登録外課税をしている同一世帯の世帯員について、同一世帯ではないものとして取り扱い、「2：設定済・把握している」と設定していただきたいとお示しました。

しかしながら、今般、マイナンバーを活用した情報連携により、機構から所得情報の照会を行うことを想定していることを踏まえ、「年金生活者支援給付金事務取扱等に関するQ&Aの改訂について（Ver. 2）」（平成31年2月1日付け地方厚生（支）局年金調整（年金管理）課長宛て事務連絡）の3.A.⑦において、所得情報設定表示1に「3：設定済・把握していない」を設定していただくよう、従前回答の方針を変更いたしましたのでよろしくお願ひします。

なお、対象者本人が住民登録外課税者である場合については、従前どおり、「3：設定済・把握していない」を設定してください。

第3 平成29年12月に行った情報交換媒体作成仕様書の修正の再周知

「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（国保連合会一市町村間）（平成29年12月版）」において媒体仕様書（暫定版）からの変更点を連絡しているところですが、変更点を反映していない場合、給付金の支給要件判定が正しく行われない事案も生じるため、遺漏なきよう対応お願ひします。

以上